

喜多方市シティプロモーション業務仕様書

1 目的

当市の観光・物産、移住先としての魅力等、幅広い分野の情報を県外の方に向けて紹介することを目的とし、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴うALPS処理水の海洋放出により懸念されている風評の払拭に寄与することを期待するものである。

2 業務の内容

首都圏及び関西圏における当市のプロモーション

3 プロモーションに関する要件

首都圏や関西圏において当市の魅力発信の他、東日本大震災からの復興の取組や東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する風評の払拭を図るため、以下(1)～(4)の取組を行うこと。

なお、プロモーションの実施に当たっては、当市のシティプロモーションロゴマークをキービジュアルに採用すること。

【シティプロモーションロゴマーク】



(1) イベント開催

① イベントの開催回数及び日数

以下によりイベントを開催すること。なお、イベント1回あたり80名以上を集客すること。また、いずれのイベントにおいても当市職員が立ち会うものとするが、当市職員の旅費は提案上限額に含めず、当市において別途、対応するものとする。

ア 首都圏 3回(3日間)

異なる客層をターゲットとするため、平日及び休日(土、日及び祝日)それぞれにおいて1回以上開催すること。なお、各回において会場を変更することも可能とする。

イ 関西圏 1回(1日間)

集客が見込める日程で開催すること。

② イベント会場での取組

ア 会場設営、装飾、撤去（装飾作成、備品の調達、スタッフの配置等を含む）

イ 企画運営

（ア） 飲食物の提供

文化庁の100年フードに認定されている、喜多方ラーメン、山都そば、塩川鳥モツを始めとするご当地グルメ、当市産の食材を使用したメニュー、市内全11蔵元の地酒等をビュッフェ形式で提供すること。

（イ） 当市の各種パンフレット配布（当市から提供）

（ウ） 当市公式SNSアカウントフォロー（友達追加）キャンペーン

当該キャンペーン参加者に対し、当市が別途指定するノベルティを購入し、イベント1回あたり先着50名に1個ずつ配布すること。なお、ノベルティの単価は500円程度（税別）とし、購入費用は提案上限額に含むものとする。

（エ） 地酒を含む当市物産品の販売（販売に当たり必要な許可申請（税務署、保健所、消防等）を含む。）

（オ） 当市にまつわるクイズ等、市の魅力等を楽しく発信する企画

（カ） 参加者に対し、当市を含む福島県産の食品の安全性を周知する取組を行うこと。

（キ） 上記（ア）～（カ）に付随する一切の業務

(2) 飲食店とのコラボレーション企画

① 開催期間 令和8年8月1日～令和9年2月28日の間とし、1店舗当たり2週間以上の期間、継続的にメニューを提供すること。

② 店舗数 2店舗以上

③ 食材 当市産の米、ふくしま会津牛、旬の野菜等、少なくとも3種類以上を使用すること。

④ メニュー数 1店舗当たり2メニュー以上を開発、提供すること。

⑤ その他 メニュー提供期間中は店内や店頭において、当市を含む福島県産の食品の安全性を紹介するポップ等を掲出すること。

(3) 食の共創ワークショップ

① 開催期間 令和8年8月1日～令和9年2月28日の間

② 開催回数 2回以上

③ テーマ 「喜多方ラーメンと朝ラー文化」及び「喜多方の地酒と100年フード」をテーマに、少なくともそれぞれ1回以上開催することとし、それぞれの回において、当市を含む福島県産の食品の安全性を説明すること。

④ 講師 テーマを踏まえ、当市内において喜多方ラーメン、山都そば、塩川鳥モツを提供する店舗の店主や蔵元関係者、観光物産関係等から講師

を起用すること。

- ⑤ 参加対象 主に福島県外への情報発信を行っているインフルエンサー、フードジャーナリスト等
 - ⑥ 参加人数 20名程度
 - ⑦ 参加料 無料
 - ⑧ 開催方法 オンライン
- (4) 食文化アンバサダー
- ① アンバサダー人数 10名程度
 - ② 任期 令和8年9月1日～令和9年3月31日
 - ③ 内容 市から提供する喜多方の食材セットや旬の話題を基に、月次のテーマと合わせて、当市を含む福島県産の食品の安全性をアンバサダーが所有するSNSアカウントにおいて情報発信を行うこと。なお、投稿に当たっては、当市に関連するハッシュタグを付す等、情報が拡散されやすくなるよう工夫をすること。
 - ④ 回数 任期中にアンバサダー1名につき毎月1回以上、情報発信を行うこと。
- (5) 特設サイトでの情報発信
- 本書3(1)～(4)に係る情報を、特設サイトへ掲載し、参加者の募集や周知を図ること。ただし、ドメイン名は本市が既に取得している「kitakata-citypr.jp」を使用することとし、本件業務を令和8年度から新たに請け負う事業者は、令和7年度の請負事業者からのドメイン名等の引継ぎに関する費用を提案上限額に含めるものとする。この場合における当該費用については、価格提案書において一律72,600円(税込み)を計上すること。
- (6) 当市公式SNSでの情報発信
- 本書3(1)～(4)に係る情報を当市公式X、Facebook、Instagramで発信し、参加者の募集や周知を図ること。なお、アカウントは当市において既に開設済みである。

4 業務報告書の作成及び納品に関する要件

- (1) 上記3(1)～(4)に記載している取組それぞれの開催日時、会場、企画内容、おおよその来場者数(参加者)、写真。
- (2) 上記3(1)～(4)に記載している取組それぞれで使用したPOP、パンフレット、ポスター等の画像及び一覧。
- (3) SNSアカウントフォロー(友達追加)キャンペーンの参加者数。
- (4) コラボレーションした飲食店の概要、使用した当市産食材、メニュー、メニューに対するレビュー、提供食数。
- (5) 食の共創ワークショップの内容、講師、参加者氏名、参加者のレビュー。
- (6) 食文化アンバサダーに起用した人物の詳細(氏名(アカウント名)、アカウントの特

徴、フォロワー数等)、投稿時期及び内容の一覧、投稿内容の詳細。

(7) PR全体を通しての考察(改善点、来場者の反応、効果的なPR手法の提案)等。

5 特記事項

(1) 機密保護

当市及び本件業務の受託者は、業務遂行上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了後も同様とする。

(2) 知的財産権の帰属

本件業務の成果物に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。)は、汎用的な利用が可能なもの及び受託者が従前から権利を保有しているものを除き、当市に帰属するものとする。ただし、製作過程で発生した中間成果物に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。)は、受託者に帰属するものとする。

(3) 著作者人格権の不行使

本件業務の受託者は、当市及び第三者に対し、本件業務の成果物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

(4) 一括委任又は一括下請けの禁止

本件業務の受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはいけない。

(5) 経理処理

本件業務委託の財源として、「福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援(地域魅力向上・発信支援))」を活用していることから、復興庁が定める最新の「福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援(地域魅力向上・発信支援))」経理処理等マニュアルに従い、適切に経理処理を行わなければならない。

(6) 打合せ

本件業務を効率的に執行するため、対面またはオンラインにて複数回の打ち合わせを行うこと。なお、対面の場合は当市役所で行うこととし、当市役所までの移動に係る一切の費用及び打ち合わせに係る一切の費用は提案上限額に含むものとする。

(7) 疑義の解消

本書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、当市と受託者が協議の上定める。